

会議の開催結果

1	会議の名称	インターネット上の誹謗中傷等対策に関する 条例検討プロジェクトチーム会議
2	会議の開催日時	令和5年8月23日(水) 10:00~11:54
3	会議の開催場所	市役所 議会棟3階 第1委員会室
4	出席者名	・委員 神坂達成、小柳嘉文、相川綾香、 佐々木郷美、堀川友良、佐藤真実、尾上貴 明、津和野眞佐子、池田めぐみ、北岡久住、 服部剛、高子景 ・講師 白鷗大学法学部・岩崎忠教授 ・他議会局職員
5	欠席者名	なし
6	議題及び公開又は非公開 の別	議題 ・講義「インターネット上の誹謗中傷等の 防止及び被害者支援に関する諸問題につい て」 ・その他 公開・非公開の別：公開
7	非公開の理由	
8	傍聴者の数	1人
9	審議した内容	・講義「インターネット上の誹謗中傷等の防 止及び被害者支援に関する諸問題について」 ・その他
10	問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048-829-1758
11	その他	※議事の概要は、別紙のとおり。

(別紙)

令和5年8月23日開催 インターネット上の誹謗中傷等対策に関する条例検討プロジェクトチーム会議 議事の概要

議題

- 1 講義「インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する諸問題について」

<概要>

「インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する諸問題について」白鷗大学法学部の岩崎忠教授より講義を受けた。

- 1 誹謗中傷に関する条例制定の背景
- 2 誹謗中傷に関する条例制定の現状
- 3 誹謗中傷に関する憲法上の論点
- 4 自治体における法律の留保
- 5 プロバイダ責任制限法の一部改正（令和3年4月公布、令和4年10月施行）
- 6 刑法改正（侮辱罪の法定刑引き上げ）
- 7 最近の動向
  - ① 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正（案）
  - ② 戸田市インターネット上の誹謗中傷防止条例案  
→両条例ともに令和5年8月1日～30日（パブリック・コメント期間中）
- 8 条例を推進する取り組み
- 9 今後の誹謗中傷対策条例は？

<質疑応答>

**（相川綾香委員）**

- ・来年、再来年に条例を制定しそうな自治体は、具体的にどこがあるのか。

（岩崎忠教授）

- ・直近では戸田市が条例制定に向けパブリック・コメントをしている。
- ・大阪府では条例改正に向けて動いている。来年度以降、自殺防止に関して国に動きがあれば、全国的に条例が制定される可能性がある。

**（相川綾香委員）**

- ・現在条例が制定されている自治体は関西地方が多いが、関東地方や政令市

## **の自治体は条例を制定していない。何か原因があるのか。**

(岩崎忠教授)

- ・関西の方が多いののは、同和問題が深刻化しているところがあるからであると推測される。
- ・さいたま市としては、子どものいじめに対する青少年教育を重点に打ち出していくというのもあるが、企業全体での教育、いわゆる企業教育を徹底するというのをさいたま市オリジナルとして打ち出していったらどうか。
- ・また、条例を作っただけではなく、条例の執行状況を議会でチェックしていくということを議会の役割として入れてもよいのではないか。

(池田めぐみ委員)

- ・誹謗中傷は、見えないようにする、見せないようにするそして自分自身が見ないようにすることが大事だと思うが、インターネットの環境が日々変わっていくのに対して、何か打てる手だてがあるのか。

(岩崎忠教授)

- ・誹謗中傷を見ないことを教育の中に入れることも一つの手段である。見てしまった場合に、相談できる体制を構築することが被害者の心の支えになる。

(池田めぐみ委員)

- ・SNSにおいてTwitterがXになったが、ブロック機能が廃止される場合、何か市ができることはあるのか。

(岩崎忠教授)

- ・悪質な投稿に対しては、事業者に対して削除要請することが一つの手段になる。その場合、削除要請を条文に直接規定しなくても、市の責務として行うことができる。要請に応じるかどうかはプロバイダの問題となるが、悪質なものについては公表することで社会問題化させるという方法もある。
- ・議会としては条例を制定するだけでなく条例の執行状況を評価して議会の責務を果たすことが大切である。

(佐藤真実委員)

- ・相談窓口を設置した場合、どのような人が相談員になるといいか。

(岩崎忠教授)

- ・深刻な方にも対応できるよう法的な措置を考えて弁護士に相談できること

が大切である。また、市の法律に長けている方又は人権部門にいる方を中心として窓口に配置することになるかと思う。

- ・福祉的な視点からは、福祉ケアを担当している職員のバックアップが大切である。
- ・相談することで相談者自身の気持ちをリフレッシュしていくことで解決する問題も結構あるのではないか。

**(高子景委員)**

・差別に関しては様々な法律が元々あり、インターネットに関しては青少年インターネット環境整備法があるなど、自殺に関する法律についても改正があるという中で、それを本来自治体がやるべきものなのか、それとも国の法律としてしっかり整備していくものなのか、本来あるべき姿について教授はどう思われているのか。

**(岩崎忠教授)**

- ・いわゆる不当差別に関しては人権問題であるので、人権を守るために差別を規制するとなれば、法律になる。ただ、インターネット上の誹謗中傷のように法という形式において罰則で解決できるような問題ではなく、誹謗中傷が削除されないために被害者の心の問題として残る可能性があるため、市民とどう向き合っていくのか市の姿勢を示すことが大切である。
- ・市によって誹謗中傷の課題は違ってくる。さいたま市でも東日本大震災の犠牲者を誹謗中傷した学生が誹謗中傷されるケースがあり、これを契機に普及啓発を見直し、相談体制をきちんと構築する、市として誹謗中傷不当差別に対してしっかりと取り組むという姿勢を示すことは、やっぱり大切ではないか。
- ・条例制定することで予算措置に対して効果があり、また議会としては条例の執行状況をしっかりチェックしていくという部分を打ち出した方がよいと思う。

**(高子景委員)**

・条例を制定するというだけでなく、議会が条例の製造責任者として、条例の執行状況を確認することに責任を持つことが大切であることを理解した。

**(岩崎忠教授)**

- ・条例に規定しなくてもよいと思うが、その場合、条例の逐条解説などに入れる必要があると思う。

**(服部剛委員)**

・ 誹謗中傷は、デマやうそなど事実からずれているところもあると思うが、ポストトゥルースやメタバースなど新たな動きについて条例に入れ込んだ方がよいか。

**(岩崎忠教授)**

・ 条例に入れ込まないで事業者の責務として置いておけばいいのではないか。運用としては、環境の変化に応じて逐条に入れ込んでいけばよい。  
・ 誹謗中傷の被害の程度が異なるものに対して、被害が重大なものだけ条例で定めることはどうかと思うので、条例ではいろいろなものに運用できるようにすればよい。

**(堀川友良委員)**

・ 今まで他の自治体で制定された条例の議会側の責務規定では議員は市民の模範となるようにと規定されたものが多かったが、他に盛り込むべき条文があるか。  
・ 他の自治体で制定されてきた中で条例がうまく機能している自治体があるか。

**(岩崎忠教授)**

・ 議員責務としては市民の範となると規定しているところが多いが、条例の運用についてしっかりと見守っていくということを規定してもいいのではないか。また、条例を適宜見直すということも必要である。  
・ 群馬県では子どもに対するインターネット教育をしっかりと行っていくところに条例の規定が反映されているのではないか。  
・ さいたま市としては東日本大震災の犠牲者に対して誹謗中傷した学生が反対に被害者になったという立法事実があったのでこれを重く受け止め、青少年教育、そしてまた大人に対してもインターネットの教育を行っていくということで条例を制定していくことはいいことであると思う。

**(佐々木郷美委員)**

・ 削除要請は、コストと時間がかかり難しいため、被害者がどこに行っても解決すればよいのかという相談体制を作ることが大切であると感じた。  
・ 町田市で学校のタブレットでのいじめにより自殺した件について、あってはならないことであるが、条例を制定することによって防ぐことができると少し希望をもっている。  
・ さいたま市は新しいコミュニティが多いが、ご近所トラブルによるSNS炎上について相談を受けることがあるが、条例制定によってどこまで対応で

## きるのか。

(岩崎忠教授)

- ・ 条例で削除要請を義務付けてしまうと、削除要請をしないときに行為者の投稿を追認することになり、行政が炎上し問題となる。条例で義務付けるのではなく、運用において深刻なものについては削除要請を行い行政としてバックアップしていくこと、執行部があまりやらなければ議会としてしっかり言うことが大切である。削除要請を行うことは条例に根拠がなくとも行えることであるので、市として削除要請を行い、要請を行ったことを公表することにより要請に応じない企業のイメージダウンに繋がるため、理念条例とし、運用で削除要請を行っても十分実効性がある。
- ・ 群馬県も学校においてタブレットを配布するときにタブレットの使い方を教育するということがあつて条例制定に至ったという経緯がある。
- ・ ご近所トラブルに関しては行政がどこまで関わるのか非常にセンシティブな問題であり、条例で規定しすぎてしまうと課題も出てくる場所であるのでバランスを考えて条例制定をしなければならない。そして条例制定後もしっかりと条例評価を充実させていただきたい。

## 議題

### 2 その他

次回会議の開催日時

8月31日(木) 14時から 第1委員会室